

企画提案仕様書

1 件名

病児・病後児保育事業委託（西部）

2 委託期間

契約締結日の翌日から 令和12年3月31日まで

準備期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

事業期間：令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

3 事業の目的

本事業は、病気の回復期に至らない児童及び病気の回復期にある児童（病児・病後児）に対し、集団保育等が困難な期間において、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、一時的な保育サービスを提供することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

4 事業内容

(1) 市内に住所を有する者で、次に掲げる要件を満たすものを指定施設において集団保育が困難な期間、一時的に保育する。

①病気の回復期にあること又は当面症状の急変が認められないが、病気の回復期に至っていないこと。

②医師に病児・病後児保育の対象として差し支えない旨の確認を受けたこと。

③医療機関に入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから集団保育等が困難であること。

(2) 利用の少ない日等において、地域の保育所等への感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を実施する。ただし、利用児童数が多く、巡回支援等が行えない場合は保育所等への情報提供などを適宜行う。

(3) 病児・病後児保育の利用者の登録管理を行う。

5 対象児童

市内在住の生後57日目から小学校又は義務教育学校の6年生までの間にあり、次のいずれかに該当すること。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定により保育園において保育が実施されている乳幼児

(2) (1) 以外の乳幼児であって、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産その他市長が特に必要と認めたもの

- (3) 学童保育所に入所している児童
- (4) (3) 以外の児童であって、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産その他市長が特に必要と認めたもの

6 実施場所等

本事業の実施場所及び施設の基準は次のとおりとする。

- (1) 実施場所 八千代市西部地域（新川より西部）で、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設
- (2) 施設の基準 次の①～⑤の基準を満たす施設とする。
 - ①保育室を有すること。また、当該保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とすること。
 - ②児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。また、当該観察室又は安静室は、原則として利用定員1人当たり1.65㎡以上とすること。
 - ③調理室及び調乳室を有すること。なお、病児・病後児保育専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場として区画すること。
 - ④事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
 - ⑤その他、事業に必要な設備または備品を備え付けていること。

7 職員の配置

対象児童を看護する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を1名以上配置するとともに、病児・病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

当該保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。

8 医療機関との連携等

- (1) 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。
- (2) 児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。また、指導医が1日に1回以上の観察を行う等、児童の健康状態を適切に把握し、安全に保育できる体制を整えること。
- (3) 指導医は、小児科医又は内科医として市内の病院又は診療所に勤務している者とする。
- (4) 指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時

の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

- (5) 事業の実施に当たっては、指導医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例等）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。

9 利用定員

実施施設の定員は、8人程度とする。但し、受け入れる児童の年齢や疾患等を考慮し、安全確保のために必要があると受託者が判断する場合は定員を制限することができる。

10 開設日及び開設時間

- (1) 病児・病後児保育の開設日は、次に掲げる日以外とする。

①日曜日

②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

③12月29日から翌年の1月3日まで

- (2) 病児・病後児保育の開設時間は、平日は午前8時から午後6時まで、土曜日は午前8時から午後4時までとする。

※上記を基本とするが、市と協議のうえ開設日及び開設時間を変更することも可能とする。

11 事業実施方法

- (1) 事前登録・利用申込

病児・病後児保育の利用は、対象児童の保護者から事前に病児・病後児保育事業利用登録の申請を受け、そのうえで病児・病後児保育利用の申請を受けて実施するものとする。

上記の登録及び利用の申請の受付は、原則として、利用希望者がインターネットにて施設の空き状況の確認や利用予約を行える、予約受付システムにより行う。

受託者は、利用の申込みに際しては、主治医からの診断情報提供書(任意様式)等を受け、これを確認したうえで利用の可否を決定すること。なお、利用当日に指導医又は協力医療機関等の医師が診断を行うことで診断情報提供書の確認に代えることができることとする。

- (2) 利用児童の状態把握

受託者は、利用期間中の利用児童の生活状況等の記録を整備するなど、利用児童の状況を十分に把握のうえ、安全かつ適切な処遇に努めるものとする。

- (3) 保育及び給食

児童の体調に合わせた保育内容を実施すること。また、児童が病中であることを考慮して、十分な水分補給と必要な栄養補給のために、適切な食事の提供に努めること。特に配慮を要する児童（アレルギー児童等）の食事についても適切に対応すること。

- (4) 受入可能期間

受託者は、利用児童を原則として1つの疾病につき連続して7日間まで受入れることが

できるものとする。ただし、利用児童の健康状態についての医師の判断および保護者の状況により必要と認められる場合には、当該期間を延長することができる。

(5) 利用を認めない場合

利用児童が次の①～③に掲げる場合は、利用を認めないものとする。また、利用期間中であっても利用を解除することができる。

- ①病気の状態が急性期であるとき。
- ②病状が変化し、実施施設において対応が不可能なとき。
- ③市が不相当と認めるとき。

12 感染防止対策

受託者は、常時より次の感染防止のための対策を行うものとする。

- (1) 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。
- (2) 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
- (3) 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

13 安全計画の策定

受託者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年省令第63号)第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めるものとする。

14 研修

本事業に従事する職員については、適宜研修を受講し、資質の向上に努めるものとする。

15 利用者負担

受託者は、1回の利用につき2,300円の利用者負担金を利用者から徴収するものとする。なお、利用料は受託者の収入とし、事業経費等に充てるものとする。

16 経理処理

受託者は、本事業の経費にかかる経理を他の会計と区分し、明確にしておくものとする。

17 委託料の支払い

委託料は、8月、12月、翌年4月の年3回の分割払いを予定とするが、市と協議のうえ変更することも可能とする。

18 提出書類

(1) 事業開始前

受託者は、事業開始前に次に示す書類を市に提出するものとする。

- ①病児保育事業実施届(千葉県知事あて：児童福祉法第34条の18第1項に基づく届出)
- ②施設平面図
- ③施設内の設備(保育室、観察室、調理室、トイレ等)の写真
- ④事業計画書(実施体制、事業責任者、開設日、開設場所、事業内容を記載)
- ⑤事業責任者及び事業従事者の名簿(必要な資格証の写し、経歴書を添付)
- ⑥緊急時連絡体制表
- ⑦施設賠償責任保険、傷害保険等の保険証券の写し
- ⑧その他市が必要と認める書類

(2) 報告書

受託者は、各月において、利用登録者数、利用者数、断り数、キャンセル数、児童の情報等をまとめた実績報告書を作成し、翌月10日までに市に提出するものとする。

上記のほか市は、受託者に対して必要な報告を求め、施設の立入検査及び帳簿、書類等の調査を行うものとする。

19 その他

- (1) 受託者は、保護者に対して感染症流行状況、予防策等の情報提供に積極的に取り組むこととする。
- (2) 市は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (3) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、速やかに市及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (4) 利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、受託者の責任によりその損害を賠償するものとする。このため、施設賠償責任保険や傷害保険等、必要な範囲で損害保険に加入するものとする。
- (5) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (6) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、市と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

20 担当部局

八千代市子ども部子ども保育課 担当：長谷川，鈴木，竹内

電 話：047-421-6752

F A X：047-482-9094

e-mail:hoiku2@city.yachiyo.chiba.jp